

小山広域保健衛生組合

第2期エネルギー回収推進施設整備・運営事業

実施方針

令和4年2月

小山広域保健衛生組合

小山広域保健衛生組合第2期エネルギー回収推進施設整備・運営事業 実施方針

小山広域保健衛生組合（以下「組合」という。）では、民間事業者の有する経営能力及び技術的能力を活用し、効率的かつ効果的な事業実施を図るため、小山広域保健衛生組合第2期エネルギー回収推進施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）（以下「PFI法」という。）の手續に準じて実施する。

ここに、PFI法第5条第1項の規定に準じて、特定事業の選定及び当該特定事業を実施する民間事業者の選定を行うに当たっての本事業の実施に関する組合の方針（以下「実施方針」という。）を定め、同法第5条第3項の規定に準じて、本事業の実施方針を公表する。

令和4年2月3日

小山広域保健衛生組合管理者 浅野 正富

目 次

用語の定義	1
第1章 特定事業の選定に関する事項	1
1 事業内容	1
2 民間事業者が実施する業務の範囲	4
3 組合が実施する業務の範囲	5
第2章 民間事業者の募集及び選定に関する事項	7
1 民間事業者の募集及び選定方法	7
2 民間事業者の募集及び選定スケジュール	7
3 入札参加者の参加資格審査	9
4 審査及び選定に関する事項	12
5 落札者決定後の手続	13
6 著作権	13
7 特許権	14
8 費用負担	14
第3章 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	15
1 想定されるサービスの水準及び仕様	15
2 想定されるリスク及び分担	15
3 組合による事業の実施状況のモニタリング	15
4 構成市町の地元企業等の活用	15
第4章 その他特定事業の実施に関し必要な事項	16
1 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	16
2 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項	16
3 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	16
4 その他の支援に関する事項	16
5 議会の議決	16
6 問合せ先	16
参考資料	17

添付資料1 事業スキーム（例）

用語の定義

本実施方針で用いる用語を次のとおり定義する。

組合	小山広域保健衛生組合
本事業	小山広域保健衛生組合が実施する小山広域保健衛生組合第2期エネルギー回収推進施設整備・運営事業。
本施設	本事業で整備されるエネルギー回収型廃棄物処理施設（第2期焼却施設）及びその他、本事業の建設請負契約に基づき建設整備する一切の施設・設備の総称。
第2期焼却施設	本事業で整備されるエネルギー回収型廃棄物処理施設。
第1期焼却施設	組合が整備したエネルギー回収推進施設（平成28年9月竣工）。
160t焼却施設	組合が整備したごみ焼却施設（昭和61年3月竣工）。
現直搬ヤード	現在、家庭系直接搬入ごみ及び事業系自己搬入ごみを一時的に受け入れている貯留棟。第2期焼却施設竣工後は廃止予定。
新直搬ヤード	本事業で整備される家庭系直接搬入ごみ及び事業系自己搬入ごみを一時的に受け入れ予定の貯留棟。
現資源物ヤード	小山広域保健衛生組合第1期エネルギー回収推進施設整備・運営事業建設工事で整備された事業用地南西部にある仮設ストックヤード。新資源物ヤード稼働後は別用途で小山広域保健衛生組合が使用予定。
新資源物ヤード	将来小山広域保健衛生組合が160t焼却施設跡地に整備を予定する古紙・古布貯留棟。
災害廃棄物第2次集積所	将来小山広域保健衛生組合が160t焼却施設跡地に整備を予定する災害廃棄物集積所として活用可能な緑地等。
処理対象物	第2期焼却施設で処理するごみで、第2期焼却施設に搬入される燃やすごみ（生活系一般廃棄物、事業系一般廃棄物）、可燃系粗大ごみ、し渣、他施設からの可燃残渣等。
DBO方式	公共が資金調達し、Design（設計）Build（施工）Operate（運営）を一括して民間に委託する方式をいう。
構成市町	小山市、下野市、野木町の2市1町。上三川町を除く。
特定事業	PFI法第2条第2項の規定に準じて小山広域保健衛生組合が実施する公共施設等の整備等に関する事業であって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう。
民間事業者	小山広域保健衛生組合と特定事業契約を締結し、本事業を実施する者をいう。
特別目的会社（SPC）	本施設の運営業務を実施するため、民間事業者が構成市町内に設立する会社法（平成17年法律第86号）で規定する株式会社をいう。
建設請負事業者	民間事業者のうち、本施設の設計・施工業務を行う複数の企業で構成する共同企業体をいう。
運営事業者	構成員が出資を行い設立される特別目的会社で、本施設の運営業務

	を行う者をいう。
募集要項	本事業の入札公告に際して配布する入札説明書、要求水準書、契約書案、落札者決定基準書及びこれらに係る質問回答等の資料であり、本事業に関する要求水準、契約条件及び民間事業者の選定基準等の基本条件を示す資料をいう。
基本協定	入札参加者が落札者として決定されたことを確認し、特定事業契約の締結に向けて、小山広域保健衛生組合及び当該入札参加者の双方が協力し、本事業を円滑に実施するために必要な基本的事項について定める小山広域保健衛生組合と落札者との間で締結する協定をいう。
基本契約	本事業の実施に際し、小山広域保健衛生組合と民間事業者が締結する相互の協力、支援等について定める小山広域保健衛生組合第2期エネルギー回収推進施設整備・運営事業基本契約書に基づく契約をいう。
建設請負契約	基本契約に基づき建設請負事業者と締結する本施設の設計・建設工事等の請負に係る建設工事請負契約をいう
運營業務委託契約	基本契約に基づき運営事業者と締結する本施設の運營業務の委託に係る運營業務委託契約をいう。
特定事業契約	基本契約、建設請負契約及び運營業務委託契約の総称をいう。
参加表明者	本事業の公募に参加を希望するため、参加表明書及び参加資格審査申請書類を提出する企業又は企業グループをいう。
入札参加者	参加表明者のうち、参加資格審査を通過した者をいう。
代表企業	構成員から選出され代表して応募手続等を行う企業をいう。
構成員	入札参加者を構成する企業のうち、特別目的会社（運営事業者）に出資するそれぞれの企業をいう。
協力企業	構成員以外の者で事業開始後、特別目的会社（運営事業者）へ出資を行わないもので、設計・施工業務及び運營業務の一部を請負又は受託することを予定している企業をいう。
選定委員会	本事業の実施に際して必要となる事項の審議及び提案審査を行う目的で、小山広域保健衛生組合が設置する学識経験者、構成市町職員等で構成される「小山広域保健衛生組合第2期エネルギー回収推進施設整備・運営事業 事業者選定委員会」をいう。
プラント	本施設のうち、処理対象物及び資源物の受入、処理等を行うために必要な全ての機械設備、電気設備及び計装制御設備等をいう。
建築物	本施設のうち、プラントを除く建物をいう。
処理不適物	第2期焼却施設で処理できない不燃物、爆発性危険物等をいう。
焼却残渣	第2期焼却施設から排出される焼却主灰、飛灰、加湿飛灰または飛灰処理物をいう。

第1章 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容

1.1 事業名

小山広域保健衛生組合第2期エネルギー回収推進施設整備・運営事業

1.2 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設（ごみ焼却場）

1.3 公共施設等の管理者

小山広域保健衛生組合管理者 浅野 正富

1.4 事業目的

本事業は、組合が将来にわたって安定的かつ安全なごみ処理体制を維持していくため、2026（令和8）年度中に新たな可燃ごみ等の処理施設等の整備を完了し、将来にわたって適切な運営を行うことを目的とする。

民間事業者は、本施設の機能面、安全面に配慮し、民間事業者が有する経営能力及び技術的能力を活用して、効率的かつ効果的な事業を実施するとともに、コスト（建設費及び運営費）低減を重視した計画とする。

1.5 事業概要

本事業は、DBO方式により実施する。本施設の設計・施工業務は、複数の民間事業者で構成する共同企業体が行うものとする。本施設の運営業務は、民間事業者が設立する特別目的会社が行うものとする。

なお、民間事業者は、30年間以上の施設使用を前提として設計・施工及び運営を行うこととする。

本施設の設計・施工業務については、循環型社会形成推進交付金（交付率 1/2、1/3）の対象事業として実施する予定である。

1) 施設の立地条件

(1) 事業用地及び整備範囲

事業用地：小山市大字塩沢 576 番地 15 の一部ほか

整備範囲：事業用地のうち、本施設を整備する範囲

(2) 用地面積

約 4.5ha

(3) 土地利用規制

都市計画区域：都市計画区域内（市街化調整区域）（小山栃木都市計画区域）

用途地域：指定なし

防火地区：建築基準法第22条区域

高度地区：指定なし

日影規制	: 敷地境界から 10m 以内の範囲における日影時間 5 時間、10m を超える範囲における日影時間 3 時間（平均地盤面からの高さ 4m）
斜線制限	: 道路 $\angle 1.5$ 、隣地 20m+ $\angle 1.25$
建ぺい率	: 60% 以下
容積率	: 200% 以下
都市施設	: ごみ焼却場（2022（令和 4）年 3 月都市計画決定予定）
緑化率	: 緑地面積率 10% 以上 環境施設面積率 15% 以上（工場立地法（工場立地に関する準則）） ⇒都市計画決定範囲内で緑地面積率 15% 以上を確保すること
高度利用地区	: 指定なし
河川区域及び河川保全区域	: 指定あり（河川保全区域：堤防道路沿い敷地西側、河川区域から 15m まで。募集要項に示す。）
埋蔵文化財包蔵地	: 指定なし
土砂災害警戒区域等	: 指定なし
地下水採取規制	: 指定地域
景観	: 小山市景観計画区域（地階を除く階数が 4 以上のもの、高さが 12m を超えるもの、建築面積が 1,000m ² を超えるものは、届出が必要）

(4) その他

そのほか、事業用地の周辺道路、敷地状況、地質概要、周辺概要等については、募集要項に示す。

2) 施設概要

本施設は、小山市・下野市・野木町全域から発生する処理対象物を受入れ、焼却処理を行い、処理の過程で発生する熱エネルギーの有効活用を図る高効率のごみ発電設備を備えたごみ焼却施設及び関連施設からなる。施設の概要について次に示す。

(1) ごみ焼却施設

エネルギー回収型廃棄物処理施設（全連続燃焼式ストーカ炉）

180t/日（90t/日×2 炉）

(2) 関連施設（要求水準書により整備される上記以外の全ての施設）

3) 年間計画処理量

2027（令和9）年度の年間計画処理量は、下表のとおりとする。

表 年間計画処理量（令和9年度）

(t/年)

項目	年間計画処理量	(参考)第1期焼却施設 年間計画処理量	(参考)合計
燃やすごみ	37,011	18,600	55,611
可燃系粗大ごみ	133	0	133
可燃破砕物（リサイクルセンター）	2,767	0	2,767
可燃残渣（南部清掃センター）	845	0	845
し渣（小山広域クリーンセンター等）	77	0	77
計	40,833	18,600	59,433

4) 施設規模等

180t/日（90t/日×2炉 24時間連続運転）

5) 処理方式

全連続燃焼式ストーカ炉

6) 供用開始

2025（令和7）年4月1日～：ごみ計量棟、新直搬ヤード、現直搬ヤード（古紙・古布貯留棟として）運営開始

2027（令和9）年4月1日～：運営施設全て運営開始

7) 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

設計・施工期間

契約締結日から2027（令和9）年3月31日まで

運営期間

2025（令和7）年4月1日から2047（令和29）年3月31日まで

1.6 関係法令等の遵守

民間事業者は、本事業の実施に当たって、適用される関係法令等を遵守しなければならない。

2 民間事業者が実施する業務の範囲

民間事業者が実施する主な業務は次のとおりとし、詳細は今後公表する募集要項に示す。

なお、民間事業者は事業期間を通して循環型社会形成推進交付金の申請及び許認可申請、環境影響評価に係る環境保全措置及び事後調査、行政手続、本事業のモニタリング等、組合が実施する業務に対して協力する。

2.1 設計・施工業務

- 1) 建設請負事業者は、組合と締結する建設請負契約に基づき処理対象物の適正な処理が可能な本施設の設計及び施工を行う。
- 2) 設計・施工業務の範囲は、事前調査、測量、地質調査、提案書見直し、実施設計のほか、土木造成工事、建築物・プラント・その他関連設備の工事等、本施設の整備に必要なもの全ての工事を含む。
- 3) 建設請負事業者は、本施設の設計・施工等に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分、計画通知等の本事業に必要な許認可手続、設計・施工期間にわたる有資格者の配置、プラントの試運転及び引渡性能試験、長寿命化計画の策定、工事中の環境保全・住民対応等の各種関連業務を行う。
- 4) 建設請負事業者は、組合が行う循環型社会形成推進交付金の申請手続等の関係法令に基づく許認可申請等について、必要な資料作成等（設計内訳書及び工事内訳書を含む。）を行う。

2.2 運営業務

- 1) 運営事業者は、組合と締結する運営業務委託契約に基づき、本施設の運営業務として処理対象物を受入れ、処理対象物の適正処理及びエネルギー回収を行う。なお、運営業務は、本施設の受付業務、運転管理業務、維持管理業務、情報管理業務、環境管理業務、防災管理業務、余熱利用及び売電業務、保安・清掃・住民等対応業務、見学者対応業務、災害発生時等対応業務及び関連業務をいう。
- 2) 運営事業者は、焼却残渣及び不燃残渣の適正処理及び保管を行う。灰引取業者等の引取条件を満足する焼却残渣等については、組合が指定する灰引取業者等に引き渡す。
- 3) 運営事業者は、焼却処理に伴って発生する熱エネルギーを利用して発電を行う。発電した電力は、事業用地内施設で使用後、余剰電力が発生した場合は電気事業者等へ売電する。売電に係る手続き等も運営事業者で行うが、売電収入は、組合に帰属する。
なお、蒸気条件は、効果的な発電を実現できるように設定するとともに、最大限の廃熱回収を図り、循環型社会形成推進交付金の交付要件（交付率 1/2）であるエネルギー回収率 19%以上を達成することとする。

2.3 民間事業者の収入

本事業における民間事業者の収入は、次のとおりとする。

- 1) 本施設の設計・施工に係る対価
組合は本施設の設計・施工業務に係る対価について、施設整備費として建設請負事業者に出来高に応じて支払うものとする。
- 2) 本施設の運営に係る対価

組合は、本施設の運営業務に係る対価について、固定料金と変動料金（処理対象物の処理量等に応じて変動）の構成で運営費として運営期間にわたって運営事業者に支払う。

なお、運営費は物価変動に基づき、組合と運営事業者が協議の上、年 1 回を限度に改定することができるものとする。

2.4 業務終了時の引継業務

組合は、事業期間終了後も本施設を継続して利用する予定であり、建設請負事業者及び運営事業者は 30 年間以上の本施設の利用が可能となるよう設計・施工並びに運営を行わなければならない。

組合は、事業期間終了前に終了後の本施設の運営方法について検討し、建設請負事業者、運営事業者は、組合の検討に際して以下の事項に関して協力又は実施するものとする。

- 1) 所有する図面・資料の開示
- 2) 本事業終了後、本施設の運営を行う者（候補者を含む。）による本施設及び運転状況の視察対応
- 3) 運営業務全般に係る指導
- 4) 運営期間中の財務諸表及び以下の項目に関する費用明細等の提出
 - ・ 人件費
 - ・ 運転経費
 - ・ 維持補修費（点検、検査、補修、更新費用）
 - ・ 用役費
 - ・ その他必要な経費
- 5) 本施設の機能検査

3 組合が実施する業務の範囲

組合が実施する主な業務は、次のとおりとする。

3.1 事業用地の確保

本事業を実施するための事業用地は、組合において必要な時期までに確保する。

3.2 処理対象物の搬入（構成市町）

構成市町は、分別に関する指導等の啓発活動を行い、処理対象物の収集・運搬及び本施設への搬入を行う。

3.3 本事業のモニタリング

組合は、設計・施工業務において設計内容の承諾及び工事の監理並びに監督を行う。また、運営業務において、本事業の実施状況の監視を行う。

3.4 焼却残渣等運搬・資源化

組合は、第2期焼却施設から発生する焼却残渣を運搬、搬出する（組合が灰引取業者等へ委託）。

処理不適物等は、組合が運搬、処分（再生することを含む）を行う。

3.5 住民への対応

組合は、運営事業者で解決できないクレーム処理等住民への対応を行う。

3.6 施設見学者の受付

組合は、本施設見学者に対し、見学の受付を行う。

3.7 本事業で整備した施設以外の施設の補修・更新

現資源物ヤード、160t焼却施設の跡地に整備する新資源物ヤード及び災害廃棄物第2次集積所の補修・更新・管理を行う。

3.8 施設整備費及び運営費の支払い

組合は、小山広域保健衛生組合財務規則（昭和58年4月1日規則第16号）等に基づき施設整備費を建設請負事業者に、運営費を運営期間にわたって運営事業者を支払う。

3.9 その他

組合は、本施設の設計・施工に係る循環型社会形成推進交付金の申請を含む行政手続等の対応及び周辺住民への対応を民間事業者と連携して行う。

第2章 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 民間事業者の募集及び選定方法

本事業への参加を表明する民間事業者を広く公募する。選定は、公平性・透明性を確保するため、総合評価一般競争入札により実施する。

なお、具体的な募集方法及び応募条件等については、募集要項において示す。

2 民間事業者の募集及び選定スケジュール

民間事業者の募集及び選定等は、以下のスケジュールで行う予定である。

スケジュール (予定)	内 容
令和4年2月	実施方針及び要求水準書(案)の公表
令和4年2月	実施方針及び要求水準書(案)に関する質問・意見の受付
令和4年3月	実施方針及び要求水準書(案)に関する質問・意見への回答
令和4年3月	特定事業の選定・公表
令和4年4月	入札公告及び募集要項の公表
令和4年4月	参加資格審査に関する質問受付
令和4年5月	参加資格審査に関する質問回答
令和4年5月	参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付
令和4年5月	参加資格審査結果の通知
令和4年5月	募集要項に関する質問受付
令和4年6月	募集要項に関する質問回答
令和4年7月	概要ヒアリングの実施
令和4年10月	事業提案書の受付
令和4年12月	事業提案書の審査
令和4年12月	落札者の決定及び公表
令和4年12月	基本協定の締結
令和5年2月	仮契約の締結
令和5年3月	建設請負契約の提案(議決) 契約の締結

2.1 実施方針及び要求水準書(案)に関する質問・意見の受付及び回答

1) 実施方針及び要求水準書(案)に関する質問・意見の受付

組合は、民間事業者等からの質問・意見を以下に示すとおり受け付ける。なお、実施方針及び要求水準書(案)に関する説明会は行わない。

① 受付期間

令和4年2月3日(木)から令和4年2月17日(木)午後5時まで

② 提出方法

質問・意見の提出は、様式「小山広域保健衛生組合第2期エネルギー回収推進施設整備・運営事業 実施方針及び要求水準書(案)に関する質問・意見書」に内容を簡潔にまとめて記入し、電子メールに記入済の同様式のファイル(Microsoft Excel形式)を添付し、提出すること。提出の際、電子メールの件名は【実施方針及び要求水準書(案)に関する質問・意見書】と記載すること。なお、これ以外の方法による質問・意見は受け付けないこととする。

- 提出先：小山広域保健衛生組合 建設政策課 建設係
- 電子メールアドレス：d-kouikikensetsu@city.oyama.tochigi.jp

2) 実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見への回答

提出のあった質問・意見に対する回答は、令和4年3月3日（木）午後5時までに組合ホームページにおいて公表する。ただし、提出者名は公表しない。なお、本事業に直接関係するもので、組合が必要と認めたものについてのみ回答を行うこととし、全ての質問・意見について回答するとは限らない。

2.2 特定事業の選定・公表

組合は、本事業の実施方針に関する質問・意見を踏まえ、PFI法に準ずる事業として実施することが適切であると認める場合、本事業を特定事業として選定し、その結果を公表する。

2.3 入札公告及び募集要項の公表

組合は、本事業の実施方針に関する質問・意見を踏まえ、令和4年4月（予定）に入札公告を行い、組合のホームページにおいて募集要項を公表する。

2.4 参加資格審査に関する質問受付及び回答

組合は、民間事業者等からの質問を受け付け、回答を公表する。なお、具体的な日程、方法等については、募集要項において示す。

2.5 参加表明書及び参加資格審査申請書の受付、参加資格審査結果の通知

本事業の応募者に参加表明書及び参加資格審査申請書等参加資格審査に必要な書類の提出を求める。参加資格審査結果は、速やかに応募者に通知する。なお、参加表明書及び参加資格審査申請書類の提出方法、時期及び必要な書類等の詳細については、募集要項において示す。

2.6 募集要項に関する質問の受付及び回答の公表

募集要項に記載されている内容について質問回答を行う。なお、具体的な日程、方法等については、募集要項において示す。

2.7 概要ヒアリングの実施

入札参加者を対象に、本事業に係る事業提案書の受付に先立ち、提案内容に関する意見交換の場を設ける。時期、実施場所、実施方法等の詳細については、募集要項において示す。

2.8 事業提案書の受付

入札参加者に対し、募集要項に基づき本事業に関する事業計画の提案内容を記載した事業提案書の提出を求める。なお、事業提案書の提出方法、時期及び提案に必要な書類等の詳細については、募集要項において示す。

2.9 落札者の決定及び公表

事業提案書の内容は、選定委員会において総合的に評価を行い、最優秀提案者を選定する。これを踏まえて、組合は、落札者を決定し、入札参加者に通知するとともに、組合ホームページにおいて公表する。

3 入札参加者の参加資格審査

入札参加者は、以下の資格要件を全て満たさなければならない。組合は、参加表明者が入札参加者としての資格を有することの確認を行うために参加資格審査を実施する。

3.1 入札参加者の構成等

- 1) 入札参加者は、設計・施工業務及び運營業務を行う予定の複数の企業で構成する企業グループとする。
- 2) 入札参加者は、入札参加者を構成する企業のうち、事業開始後、設計・施工業務、運營業務の一部を組合又は民間事業者から請負若しくは受託することを予定しており、かつ特別目的会社に出資する企業（以下「構成員」という。）及び特別目的会社に出資しない企業（以下「協力企業」という。）から構成されるものとする。（構成員のみで構成することも可能）。
- 3) 構成員は全て特別目的会社に出資し、構成員以外の特別目的会社への出資は認めない。
- 4) 入札参加者のうち、代表企業は特別目的会社への出資割合は出資者中で最大（出資割合 50%超）、かつ、プラントの設計・施工業務を主に行う者とする。
- 5) 入札参加者は、応募に際して、代表企業、構成員及び協力企業の企業名並びにそれぞれが本事業の遂行において携わる業務について明らかにすること。
- 6) 同一の企業が、複数の業務を兼ねて行うことができるものとする。
- 7) 参加表明書提出以後、企業グループを構成する企業の変更は原則として認めない。ただし、特段の事情があると組合が認めた場合は、この限りではない。
- 8) 企業グループを構成する企業のうち、少なくとも1者は組管内（小山市、下野市、野木町）に本社、本店又は支店があり、かつ、組合又は構成市町の入札参加者資格者名簿に登録がある者を含むものとする。
- 9) 企業グループを構成する企業は、他の入札参加者の構成員又は協力企業として参加できないものとする。
- 10) 企業グループを構成する企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の入札参加者の構成員又は協力企業となることを認めない。「資本関係又は人的関係のある」者とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。（以下同じ。）
 - (ア) 資本関係がある場合
 - 以下の①又は②のいずれかに該当する二者の場合。
 - ①親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
 - ②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (イ) 人的関係がある場合
 - 以下の①又は②のいずれかに該当する二者の場合。なお、以下でいう役員とは、社

外役員、常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員、その他全ての役員を指す。

①一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

②一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 67 条第 1 項又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他落札者の決定の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記（ア）又は（イ）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

11) 同一入札参加者が複数の提案を行うことはできない。

3.2 入札参加者の参加資格要件

1) 共通の参加資格要件

企業グループを構成する構成員及び協力企業は、参加資格審査申請書類受付締切日において、以下の資格要件を満たさなければならない。

なお、参加資格審査申請書類提出後に、企業グループを構成する構成員又は協力企業が以下の資格要件を満たさなくなった場合、組合は当該入札参加者の参加資格を取り消すことができる。

- (1) 組合又は構成市町のいずれかの入札参加資格者名簿に登録された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定による制限を受ける者でないこと。
- (3) 組合及び構成市町において、参加表明時に指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められないこと。
- (5) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てを行っている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（暴力団の構成員をいう。以下同じ。）、暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 会社法第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条による破産の申立てがなされている者でないこと。
- (9) 清算中の株式会社である民間事業者について、会社法に基づく特別清算開始命令がなされている者でないこと。
- (10) 直近 5 年間の法人税、消費税（地方消費税を含む。）、法人事業税、法人住民税、固定資産税及び都市計画税を滞納していないこと。
- (11) 本事業に関する組合のアドバイザー業務を受託する国際航業株式会社及び同社が本業務において提携関係にある者又はこれらの者と資本面若しくは人事面で関連がある者でないこと。

2) 設計・施工に関する資格要件

代表企業、構成員又は協力企業のうち、本施設の設計及び施工を担当する企業（本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも主たる業務を担う1者）は、建設請負事業者として、以下の要件を満たすこと。また、工種ごとに配置できる専任の監理技術者を有すること。なお、複数の項の要件を満たす者は当該複数の項の業務に当たる者を兼ねることを可能とする。

(1) プラントの設計・施工を行う企業

- ① 組合又は構成市町のいずれかの入札参加資格者名簿で「清掃施設工事」の登録があること。
- ② 本事業の資格審査申請時点において建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する「清掃施設工事」に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ③ 本事業の資格審査申請時点における建設業法に基づく「清掃施設工事」に係る経営事項審査結果の総合評定値が1,200点以上であること。
- ④ 過去10年間に以下の要件を満たす廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の納入実績があること。
 - ・ 地方自治体（一部事務組合を含む）が発注した1炉当たり100t/日以上かつ2炉構成以上の蒸気タービン発電設備付ストーカ式焼却施設で、各炉90日以上連続運転の実績を有する施設
- ⑤ 建設業法第26条に規定する「清掃施設工事業」に係る監理技術者資格証を有する者を専任で配置できること。

(2) 建築物等の設計・施工を行う企業

- ① 建築物等の設計を行う企業は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録があり、また、一級建築士を配置できること。
- ② 建築物等の施工を行う企業は、本事業の資格審査申請時点において建設業法に基づく建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けており、同工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が1,000点以上であること。
- ③ 建築物等の施工を行う企業は、建築一式工事について建設業法第26条に規定する監理技術者として一級建築施工管理技士の資格を有する者を専任で配置できること。また、土木工事については一級土木施工管理技士を有する者を配置できること。（双方の資格を有するものである場合は1名でも可）
- ④ 過去10年間に於いて廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設計及び施工実績があること。

(3) 本施設の運営を行う企業

代表企業、構成員又は協力企業のうち、本施設の運営業務を担当する企業（運営事業者から同業務を受託する企業又は運営事業者から運転人員の派遣を行う企業）は、以下の要件を満たすこと。また、本施設の運営業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う1者が以下の要件を満たすこと。

- ① 以下の要件を満たす廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する

一般廃棄物処理施設の運転実績を元請として複数有すること。

- ・ 1 炉当たり 100t/日以上かつ 2 炉構成以上の蒸気タービン発電設備付ごみ焼却施設（全連続燃焼式ストーカ炉）であること。
- ・ 本事業の資格審査申請時点において延べ 3 年以上の運転実績（単年度運転委託を含む。）を有していること。

② 廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設技術管理者）の資格及び前項の施設における運転実績を有し、かつ現場総括責任者の経験を有する専門の技術者を運営開始から 2 年以上専任で配置すること。また、廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設技術管理者）の資格及び前項の運転実績を有する技術者を運営期間の全期間にわたって専任で配置できること。なお、運転期間途中の変更は可能とする。この場合、運転実績には、本施設における運転実績を含んでよいものとする。

4 審査及び選定に関する事項

4.1 選定委員会の設置

組合は、民間事業者の審査を実施するに当たって選定委員会を設置する。選定委員会は、学識経験者、構成市町職員等で構成し、専門的、技術的見地から提案内容の審議を行い、評価した結果を組合管理者に報告する。

なお、選定委員会は以下の 8 名の委員で構成される。

荒井喜久雄（公益社団法人 全国都市清掃会議 技術指導部長）

柿井一男（宇都宮大学 名誉教授）

大和征良（小山工業高等専門学校 建築学科 准教授）

田中 真（弁護士法人ひととのや法律事務所 弁護士）

古川 都（小山市 市民生活部長）

山中利明（下野市 市民生活部長）

寶示戸浩（野木町 町民生活部長）

森川忠洋（小山広域保健衛生組合 事務局長）

（順不同）

本実施方針の公表から落札者の決定に関する公表までの期間に、本事業について組合が設置する選定委員会の委員に対し、接触等の働きかけを行った者は失格とする。

4.2 審査手順及び方法

審査手順の各段階の内容は、次のとおりである。

なお、審査の過程において、必要と認められた場合は、入札参加者に対してヒアリング等を実施することがある。

1) 参加資格審査

組合は、参加表明者から提出された参加資格審査申請書類を基に、「3.2 入札参加者の参加資格要件」で示した要件を満たしていることを確認し、参加資格審査結果を参加表明者に通知する。

2) 提案審査

入札参加者から提出された事業提案書を基に、以下の審査を行う。

(1) 基礎審査

組合は、募集要項において示す本事業の基本的条件及び要求水準を、入札参加者の事業提案書に記載された内容が全て満たしていることを確認する。確認の結果、要求水準などをすべて満たす提案書のみ次の提案審査の対象とする。

(2) 提案審査

基礎審査を通過した入札参加者の提案内容について、あらかじめ設定した「落札者決定基準」に従って、選定委員会で審査を総合的な評価を行い、最優秀提案者を選定する。なお、審査基準等の詳細については、募集要項において示す。

4.3 審査結果の公表

組合は、選定委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定し、その結果を公表する。また、入札参加者に対して通知する。

5 落札者決定後の手続

5.1 民間事業者の選定及び非選定

- 1) 組合と落札者は、特定事業契約の締結のため、速やかに基本協定を締結し、詳細な内容の協議と手続を行うものとする。ただし、民間事業者の事由により基本協定の締結が出来なかった場合は、総合評価の上位の者から順に契約交渉を行うものとする。
- 2) 民間事業者の募集、審査及び選定において入札参加者がいなかった場合、又は事業提案書により本事業を実施することが適当でないと判断された場合には、民間事業者を選定せず、この旨を速やかに公表する。

5.2 特別目的会社の設立

落札者は、本店所在地を組合管内（小山市、下野市、野木町）とする特別目的会社を設立する。

5.3 契約内容に関する協議

組合と落札者は、基本協定に基づき、基本契約、建設請負契約及び運營業務委託契約の締結に向け、事業契約の趣旨・解釈を明確化するための協議を行う。なお、契約内容の協議は契約書案の詳細の協議を行うものであり、入札説明書等に規定された内容及び条件の変更を行うものではない。事業契約書（案）については、募集要項において示す。

6 著作権

応募資料の著作権は、参加表明者及び入札参加者に帰属する。ただし、審査結果の公表等本事業に関して必要と認める範囲（公にすることにより参加表明者又は入札参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除く。）において、組合はこれを無償で使用するものとする。また、契約に至らなかった入札参加者の

応募資料については本事業の公表の目的以外には使用しない。なお、提出を受けた応募資料は返却しない。

7 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、運転維持管理方法等を使用することとしている場合、これに起因する責任は、提案を行った入札参加者が負うこととする。

8 費用負担

応募申込に係る経費は、参加表明者及び入札参加者の負担とする。

第3章 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 想定されるサービスの水準及び仕様

民間事業者は、本事業の募集要項に示す本施設等の機能（性能要件）が十分発揮できるよう、募集要項及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、設計・施工業務及び運營業務を行う。

2 想定されるリスク及び分担

2.1 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」（内閣府）等を踏まえ、組合と民間事業者が適正にリスクを分担することで、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、施設の設計・施工の責任は原則として建設事業者が、運営・維持管理の責任は、原則として運営事業者が負うものとする。ただし、組合が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、組合が一部又は全ての責任を負うものとする。

2.2 想定されるリスクの分担

組合と民間事業者のリスク分担は、原則として参考資料「事業に係るリスク分担」によるものとする。責任分担の程度や具体的な内容等の詳細については、募集要項において示し、最終的には、特定事業契約に定める。

3 組合による事業の実施状況のモニタリング

組合は、民間事業者が実施する施設の設計・施工業務及び運營業務について、定期的にモニタリングを行う。モニタリングの方法、内容等については、募集要項において示し、最終的には、特定事業契約に定める。

また、定期的なモニタリングの結果、民間事業者の提供する施設の設計・施工業務及び運營業務に係るサービスが事業契約に定める水準に達していないと判断される場合は、組合は、民間事業者に対して改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求めるとともに、対価の支払の延期や減額をすることができる。

4 構成市町の地元企業等の活用

本事業の実施に当たって、民間事業者は構成市町に本社又は本店がある地元企業を工事や材料の調達等において積極的に活用するとともに、運営の実施における構成市町内での雇用確保など、地域の活性化に貢献すること。

第4章 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、組合と民間事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が調わない場合は、特定事業契約に規定する具体的措置に従うものとする。また、契約に関する紛争については、宇都宮地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

2 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

本事業は、2025（令和7）年4月1日にごみ計量棟、新直搬ヤード及び現直搬ヤード、2027（令和9）年4月1日に運営施設全てが供用開始され、運營業務委託契約に規定される条件に基づいて、2047（令和29）年3月31日まで運営が適切に継続される必要がある。

このため、運營業務委託契約には、運営期間中に事業の継続が困難になった場合（運営事業者の経営破綻又はその懸念が生じた場合等）の責任の所在及び対応方法を明文化し、その規定に従い対応する。

特に、運営事業者がその責に帰すべき事由により債務不履行に陥った場合において、当該事業者が再び事業を継続することが事実上不可能と認められる場合を除き、組合は当該事業者に一定の回復期間を与えて、当該事業者の事業遂行能力の回復を待つこととする。

ただし、公共サービスの重大な遅延等が懸念される場合又は当該事業者の事業遂行能力の回復が不可能であると判断される場合には、組合は、当該事業者との当該契約を解除し、新たな民間事業者を選定する。

3 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

3.1 法制上及び税制上の優遇措置等に関する事項

本事業については、民間事業者に対して法制上及び税制上の優遇措置等は想定していない。

3.2 財政上及び金融上の支援等に関する事項

本事業については、民間事業者に対して財政上及び金融上の支援等は想定していない。

4 その他の支援に関する事項

事業実施に必要な許認可に関し、組合は必要に応じて協力する。また、法改正等により、その他の支援策等が適用される可能性がある場合には、組合と民間事業者が協議により対応策を検討する。

5 議会の議決

建設請負契約の締結に当たっては、組合議会の議決を得るものとする。

6 問合せ先

住 所：〒323-0043 栃木県小山市大字塩沢 604 番地

E-mail：d-kouikikensetsu@city.oyama.tochigi.jp

宛 先：小山広域保健衛生組合 建設政策課 建設係

電 話：0285-22-8182 F A X：0285-22-3229

事業に係るリスク分担

(○：主分担、▲：従分担)

期間	リスクの種類	リスクの内容	分担		備考	
			組合	民間事業者		
全期間	募集資料リスク	募集資料（入札説明書）等の誤り又は変更に関するもの	○			
	応募リスク	応募費用に関するもの		○		
	契約締結リスク	組合の事由による契約不調及び契約手続の遅延に関するもの	○			
		民間事業者の事由による契約不調及び契約手続の遅延に関するもの		○		
	制度関連	法令変更リスク	本事業に直接関連する法令・税制の変更等に関するもの	○		
			上記以外の法令・税制度の新設・変更等に関するもの		○	
		政治リスク	政策方針の変更による事業若しくは操業の中止又は費用の増大に関するもの	○		
		許認可リスク	民間事業者が取得すべき許認可の取得の遅延に関するもの		○	
	交付金リスク	民間事業者の事由により予定していた交付金額が交付されない等による計画遅延、費用の増大等に関するもの		○		
		その他の事由により予定していた交付金額が交付されない等による計画遅延、費用の増大等に関するもの	○			
	社会環境	周辺住民対応リスク	組合が民間事業者に対して提示する条件に関する周辺住民等の反対運動、訴訟又は要望による計画遅延、条件変更、操業停止及び費用の増大等に関するもの	○		
			民間事業者の提案内容及び民間事業者が実施する業務に関する周辺住民等の反対運動、訴訟又は要望による計画遅延、条件変更、操業停止及び費用の増大等に関するもの		○	
		第三者賠償リスク	民間事業者が実施する業務に起因して発生する事故等、本施設の劣化などの維持管理の不備による事故等に関するもの		○	
			組合が実施する業務に起因して発生する事故等、本施設の劣化などの維持管理の不備による事故等に関するもの	○		
	環境保全リスク	民間事業者が実施する業務に起因する有害物質の排出、騒音及び振動等の周辺環境の悪化又は法令等の規制基準の不適合に関するもの		○		
	用地リスク	地中埋設物、その他募集資料等から予見できないことに関するもの	○			
		事業用地の確保に関するもの	○			
	資金調達リスク	民間事業者において本事業実施に際して必要とする資金の調達に関するもの		○		
		組合において本事業実施に際して必要とする資金の調達に関するもの	○			
	物価変動リスク	設計・建設、運営期間中の物価変動に伴う民間事業者の経費の増減に関するもの	○	▲	一定範囲内の物価変動は従が負担する。	
要求水準不適合リスク	規定する要求性能の不適合に関するもの		○			
不可抗力リスク	天災等大規模な災害及び暴動等の予測できない事態の発生による設計変更、事業の変更、延期、中断若しくは契約解除等に関するもの	○	▲	一定範囲内の費用は従が負担する。		

期間	リスクの種類	リスクの内容	分担		備考
			組合	民間事業者	
全期間	債務不履行リスク	民間事業者の事業放棄、事業破綻に関するもの又は民間事業者の業務内容が契約に規定した条件を満足しない場合等に関するもの		○	
		組合の債務不履行、支払遅延又は当該事業が不要になった場合等に関するもの	○		
	事故の発生リスク	民間事業者の事由による事故の発生に関するもの		○	
		組合の事由による事故の発生に関するもの	○		
設計段階	測量・調査リスク	組合が実施した地形・地質等現地調査の不備に伴う計画・仕様変更による費用の増大に関するもの	○		
		民間事業者が実施した地形・地質等現地調査の不備に伴う計画・仕様変更による費用の増大に関するもの		○	
	設計変更リスク	組合の指示、提示条件の不備・変更による設計変更による費用の増大に関するもの	○		
		民間事業者の提案内容の不備・変更による設計変更による費用の増大に関するもの		○	
	計画変更リスク	組合の事由による計画変更、遅延に関するもの	○		
	建設着工遅延リスク	組合の事由による建設工事の着工遅延に関するもの	○		
民間事業者の事由による建設工事の着工遅延に関するもの			○		
建設段階	工事費増加リスク	組合の提示条件の不備又は指示による工事工程や工事方法の変更若しくは工事費の増大に関するもの	○		
		民間事業者の事由による工事費の増大に関するもの		○	
	工事遅延リスク	着工後の組合からの指示等、組合の事由による工事の遅延に関するもの	○		
		民間事業者の事由による工事の遅延に関するもの		○	
	一般的損害リスク	工事目的物・材料・その他関連工事に関して生じた損害に関するもの		○	
試運転・性能試験リスク	試運転・性能試験（民間事業者実施）に要する廃棄物の供給等に関するもの	○			
	試運転・性能試験（民間事業者実施）の結果、契約等で規定した要求性能の不適合に関するもの		○		
運営段階	計画変更	組合の事由による事業内容、用途の変更に関するもの	○		
	運営費用増加リスク	民間事業者の事由による運営費用の増大に関するもの		○	
	運営開始遅延リスク	組合の指示、提示条件の不備・変更に関するもの	○		
		上記以外の要因に関するもの		○	
	ごみ量変動リスク	ごみ量が変動した場合の処理に関するもの	○		
	ごみ質変動リスク	計画ごみ質から逸脱した場合の処理に関するもの	○		
	不適物処理リスク	搬入される不適物の処理に関するもの	○		
ごみ受入制約時の対応	民間事業者の事由による本施設処理不能のため、ごみの受入が制約された場合における組合の増加費用負担に関するもの		○		

期間	リスクの種類	リスクの内容	分担		備考
			組合	民間事業者	
運営段階	売電収入変動リスク	電力会社の売電単価変更等による計画からの売電収入の変動に関するもの	○		
		本施設管理・運転不備その他要求水準との不適合に起因する運転停止等、民間事業者の事由による計画からの売電量減少に関するもの		○	
	本施設契約不適合リスク	契約不適合責任期間中における本施設の契約不適合に関するもの		○	
	本施設の性能確保リスク	事業終了時における本施設の性能確保に関するもの		○	

※ 本リスク分担表は、本事業における主なリスクに対する基本的な考え方を示すものであり、詳細については、契約書等で示す。契約書に定めのない事項については、必要に応じて、組合及び民間事業者が協議して定めるものとする。

